

第3章 整備活用に関する方針

1 特別史跡指定地内における基本方針

第3次保存管理計画では、保存管理のさらなる進展を図ることを目標として、第2次保存管理計画におけるA1整備活用地区について、新たにS重点遺構保存活用地区とAⅠ遺構等保存活用地区に分けて設定しています。

このうちS重点遺構保存活用地区を主な対象に平成23年度を計画初年度とし、10年間を目途に優先的かつ計画的に整備を実施します。

また、前述したAⅠ遺構等保存活用地区の既整備地についても、新たに整備活用を推進するS重点遺構保存活用地区との一体的活用にも十分に配慮したものとします。

(1) S重点遺構保存活用地区の基本方針

- *当時の多賀城を象徴する中軸線として、多賀城南門、築地の実物大復元、政庁 - 南門間道路・南北大路の復元的整備を行い、分り易い歴史景観の形成を図ります。
- *S重点遺構保存活用地区の遺構期は原則として第Ⅱ期を対象とします。
- *政庁 - 南門間道路を横断している道路については、用途が変更可能になった段階で、地形の復元等による連続性の確保に関する検討を行います。
- *南北大路及び政庁 - 南門間道路を移動する来訪者の視点でのビューポイントや周辺景観の修景にも配慮します。
- *ガイダンス施設の設置など、見学者の利便性、ボランティアガイド等の活動サポートにも十分に留意したものとします。

(2) AⅠ遺構等保存活用地区の基本方針

- *S重点遺構保存活用地区に準じる地区として見学者の誘引策を検討するとともに、景観的にも全体的な維持向上を図ります。
- *先述の既整備地区に係る課題についても、S重点遺構保存活用地区と並行して、再整備や補修等を実施します。
- *特に近年の発掘調査成果により説明板等の内容について修正が必要なものは、適宜新しい情報に更新します。

(3) AⅡ遺構等保存活用地区の基本方針

- *旧塩竈街道沿いで、江戸時代以降に形成された集落が存在する地区であり、第3

次保存管理計画では生活文化構成要素として位置付けしています。

先述のS重点遺構保存活用地区、A I遺構等保存活用地区の整備活用と並行て、地域住民との共営等による特別史跡と調和した集落景観の維持向上を図ります。

(4) 緑地環境保全地区の基本方針

*公有化が進捗し、まとまった緑地景観として修景可能な地区に関しては、史跡景観の一部として積極的な管理を行います。

*活用に関しても、状況に応じて里山的利用が可能な地区での体験学習等を検討します。

(5) 湿地環境保全地区の基本方針

*極力公有化を行わず水田として継続を目指します。また、公有化が終了している旧水田については、可能な範囲で水田としての機能維持を図り、古代米栽培などの体験学習を検討します。

2 S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画

第3次保存管理計画における整備活用のイメージは、以下に示すマスタープラン及びマスタープログラムのとおりです。

なお、実際の整備にあたっては、今後、宮城県が策定を予定している「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」にその内容を記載する必要があります。そのため、当該整備基本計画策定時における宮城県との協議の中で、あらためて第3次保存管理計画の整備活用イメージを基本に整備内容・整備期間等を十分に検討することとします。

(1) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープラン

①遺構保存活用計画

*政庁北面地区

- ・政庁地区の後背地としてふさわしい修景を行います。
- ・管理事務所に併設する既存駐車場は大型バスの進入が困難なため、旧塩竈街道沿いに大型バスの乗降にも利用可能な広場を設置します。
- ・また、当該広場には案内休息施設を設置し、ボランティアガイドの拠点、バスの待合や雨天時の避難場所等、来訪者の利便性向上にも配慮します。

*政庁地区

- ・新たな見解に基づき第Ⅱ期政庁の平面表示について再整備を行います。

- ・既存の野外模型や説明板等で、内容的に修正の必要性が生じているものについては適宜更新します。

＊政庁南面地区

- ・既整備の石積階段について舗装等の補修による全体的な修景を行います。

＊城前地区

- ・発掘調査成果に基づき、第Ⅱ期の遺構について平面表示を行います。
- ・当該地区については政庁地区、鴻の池地区、南門地区への良好な眺望が確保できる立地上の利点があり、これらに十分に配慮した整備を実施します。

＊鴻の池地区

- ・近年の発掘調査成果に基づき、想定される園池の復元的整備に関連して、園池の範囲等を確認するための発掘調査の必要性も含めて今後の検討課題とします。
- ・当時の園池にふさわしい周辺景観についても合わせて検討します。
- ・当該地区に広がる湿地域には貴重な木質系の遺構・遺物が存在するため、これらの遺存環境の保全にも十分な配慮を図ります。
- ・生活排水や雨水が流入することから、下水道計画との調整を図っていきます。

＊南門及び周辺地区

- ・第Ⅱ期の南門及び築地の一部について実物大復元を行います。
- ・多賀城碑を含め周辺地区の関連整備、緑地修景を行います。
- ・建物復元に合せ、第Ⅱ期の政庁 - 南門間道路及び南北大路について復元的整備を行います。
- ・現在、政庁 - 南門間道路を横断している県道泉・塩釜線については、市道変更時に一部埋立て（地形復元）等による政庁 - 南門間道路の連続性を確保する方向で検討します。また、市道丸山線の現市道についても管理用部分を除き、同様の目的で埋立て（地形復元）を行い、廃止を検討します。
- ・既存の便所及び駐車スペースについても、前述の南門及び築地の復元や市道廃止に伴い、撤去のうえ地形等の復元を行います。
- ・南門復元建物の南で、南北大路沿いにガイダンス施設、多目的広場、便所、駐車場等を設置し、来訪者を南北大路・政庁 - 南門間道路へ誘導します。

＊館前遺跡

- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とします。
- ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有することから、多賀城跡全体の

案内板を設置する等の情報提供を行います。

②施設配置計画

* ガイダンス施設

- ・玉川岩切線の北側で南北大路沿いに、S重点遺構保存活用地区を中心とした史跡見学の拠点としてガイダンス施設を設置します。

*案内・休息施設

- ・来訪者の利便性に配慮し、各地区に必要な応じて小規模な案内・休息施設を設置します。

*説明板等

- ・全体的なサインシステムを検討し、それに基づき、適宜必要な説明板等の新設や更新を行っていきます。
- ・音声ガイドやユビキタス等の解説ソフトの効果的な導入についても検討し、来訪者の希望に合せた情報入手方法の選択を可能にしていきます。

*便所・多目的広場

- ・ガイダンス施設に隣接して来訪者用の多目的広場と便所を設置する。
- ・多目的広場については、大型バスや車イス利用者などの乗降スペースとして配慮し、全体的な緑化修景を行い史跡景観との調和を図っていきます。

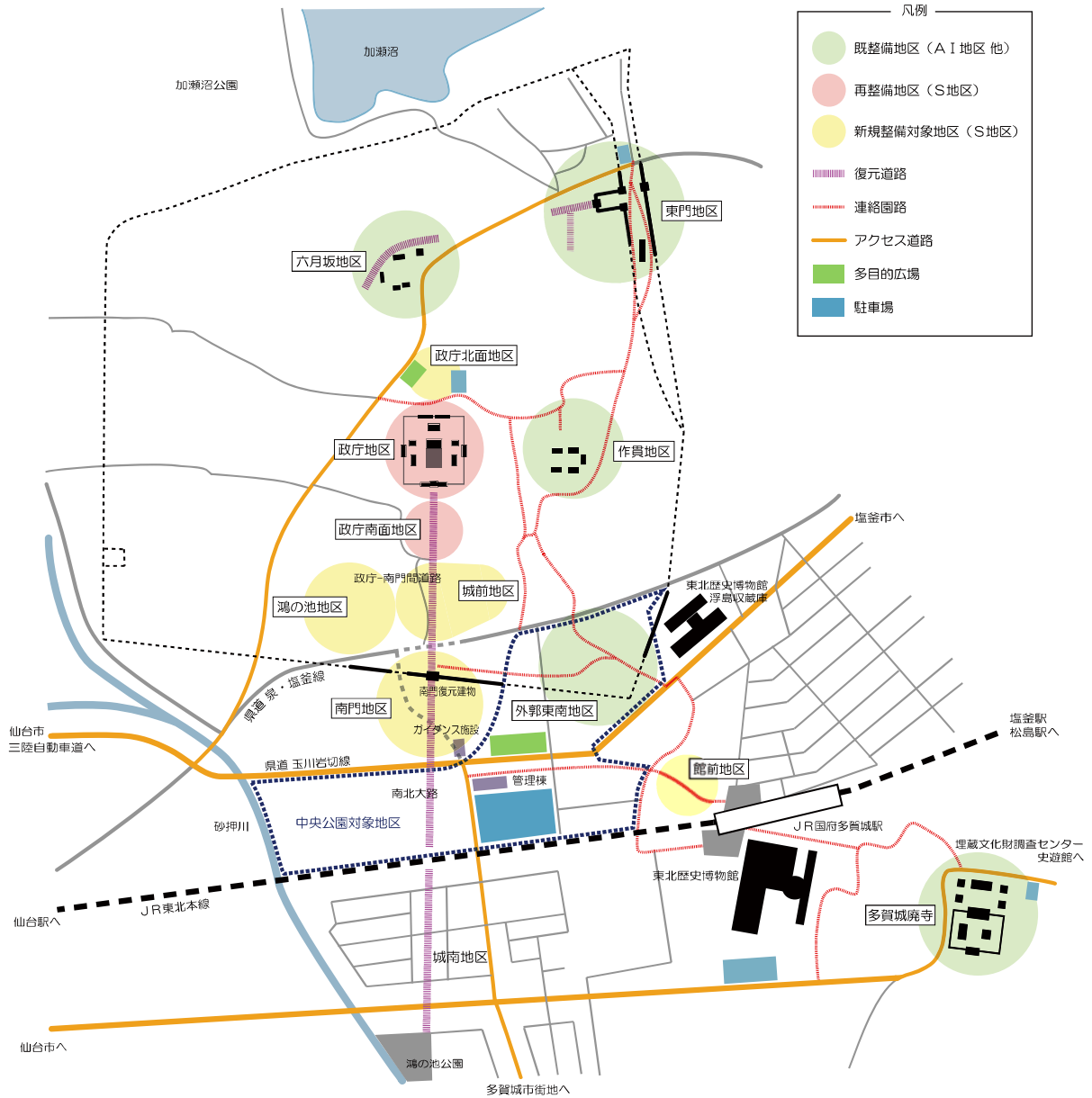
③動線計画

* 歩行者動線

- ・来訪者の動線については、南北大路、南門復元建物、政庁 - 南門間道路、政庁跡を結ぶ多賀城の中軸線を再現します。
また、東北歴史博物館やJ R国府多賀城駅から南北大路までの連絡遊歩道を新たに中央公園内に設置します。
- ・第2次保存管理計画期間中に設置されたA1整備活用地区の既設遊歩道との接続等、全体的な遊歩道の一体的な利活用にも配慮します。
特別史跡内の見学用順路の案内に関しては、ガイダンス施設やパンフレット等による分かり易い情報提供の方法について検討します。

*自動車動線

- ・自家用車での来訪者については、ホームページや現地での案内板・パンフレット等により駐車場の場所やそこを起点とした周辺史跡案内情報の提供を行います。



整備活用計画マスタープラン全体概念図

多賀城南門復元イメージ



- ・大中型バスでの短時間見学等に配慮し、政庁北面地区に乗降も可能な多目的広場を設置します。

④緑化修景計画

＊南北大路周辺、鴻の池地区周辺、南門地区周辺

- ・主に上記の地区については、南北大路や政庁 - 南門間道路からの眺望の背景林として、良好な景観の形成を図るために既存緑地の修景や新たな緑化を行います。
- ・地形復元に伴う地被植栽については、歴史的景観に沿った種類を選択するとともに、盛土の崩壊防止にも留意したものとします。

(2) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープログラム

整備活用事業については、第2次保存管理計画以降、「多賀城跡環境整備長期基本計画」に基づき、宮城県多賀城跡調査研究所を事業主体として長期に渡り継続的に実施されてきています。

第3次保存管理計画の整備活用の方針においては、この長期基本計画を踏まえ、政庁 - 南門間を結ぶ多賀城の中軸線を対象としたS重点遺構保存活用地区を新たに設定し、先に掲げたマスタープランに基づく整備活用のさらなる進展を目標としています。

第3次保存管理計画の期間を目途として、マスタープランの具体化を図るためには、従来の環境整備事業に加え、新たに事業を並行して実施していくことが必要不可欠です。

特別史跡の環境整備事業に関する従来の継続事業と新たな事業について、それぞれのマスタープログラムの位置付けを示すと以下のとおりです。

現段階で想定されるマスタープログラムの案については別表のとおりですが、詳

＊マスタープログラム A：従来からの継続事業

宮城県多賀城跡調査研究所が主体となり、発掘調査の成果に基づき遺構の表現や解説等を目的とした整備を継続的に実施している事業で、現在は平成22年度を初年度とする第9次5カ年計画が進行中です。

＊マスタープログラム B：新たに並行して行う事業

従来からの継続事業以外で、第3次保存管理計画の計画期間を目途として南門建物復元等の実施を図る事業で、主体は管理団体である多賀城市を想定しています。計画が長期間に及ぶため事業対象も含め、適宜宮城県と調整を行い進めていきます。

S地区に係る整備活用計画マスタープログラム(案)

H21・22 2009・2010	年 度 対象地区	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021			
「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」策定	環境整備事業年次計画	「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定	マスタープログラム A	平面表示等の再整備	第9次5カ年計画								第11次5カ年計画		
				階段再整備	第10次5カ年計画								第11次5カ年計画		
				基礎整備	第10次5カ年計画								第11次5カ年計画		
				政庁-南門間	第10次5カ年計画								第11次5カ年計画		
				瀧の池地区	第10次5カ年計画								第11次5カ年計画		
	マスタープログラム B	政庁北面地区	多目的広場・案内休息施設 他	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計		
		城前地区	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元	南門建物復元		
		南門及び周辺地区	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他	カイトランス施設・多目的広場 他		
		その他	作買地区再整備等具体案の検討	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	作買地区再整備等	
			館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	館前遺跡整備等	

この図は、現段階で想定されるプログラムであり、詳細については宮城県が策定する「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の策定段階で再度検討を行う。

細については先述のマスタープランと併せて基本計画策定段階で再度調整を図ることとします。

3 特別史跡周辺地域について

(1) 多賀城市中央公園整備事業

特別史跡と重複する県道玉川岩切線より北側の地域については、特別史跡内であることから先に記したとおりです。

同県道の南側については、特別史跡と城南地区の緩衝地帯として重要な空間であることから、今後の事業内容について次のような配慮が求められています。

*総合公園であり、現在はスポーツ施設の整備が進んでいます。周辺部及び駐車場については極力緑化を図り、特別史跡との景観的連続性の形成を目指します。

*大路広場については、イベントの開催など多目的な利活用に対応可能な機能を持たせます。

*管理棟や駐車場については、特別史跡に関連する大規模イベント時の臨時利用にも配慮したものとします。

(2) 東北歴史博物館・JR国府多賀城駅からの動線整備

特別史跡の見学起点として東北歴史博物館やJR国府多賀城駅が大きな役割を果たすことが想定されます。現在は周辺地区の急速な開発により、特別史跡へのアプローチが分りにくい状況です。

多賀城跡へ正面からの導入を目指すためにも、以下のような南北大路及び政庁-南門間道路まで誘導するための動線整備が必要です。

*JR国府多賀城駅の北西に隣接する館前遺跡について、特別史跡への導入地点として次のような整備活用を目指します。

- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休憩機能を持たせた復元的な施設とします。
- ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有することから、多賀城跡全体の案内板を設置する等の情報提供を行います。

*館前遺跡から南北大路沿いのガイダンス施設を連絡する遊歩道を、次のことに留意しつつ設置します。

- ・中央公園内北側に計画されている道路を、遊歩道としての併用に配慮し修景整備します。
- ・遊歩道移動中は右前方に南門復元建物やガイダンス施設が望めるように、高

木植栽等を行わず、特別史跡側の眺望を確保します。

- ・一方、スポーツ施設のある反対側は遊歩道に沿って花木等の植栽を行い、景観的な緩衝を図ります。
- ・玉川岩切線の交差点については、目的地への横断等が一度で済むようなスクランブル方式等について検討します。

4 多賀城市域関連地区について

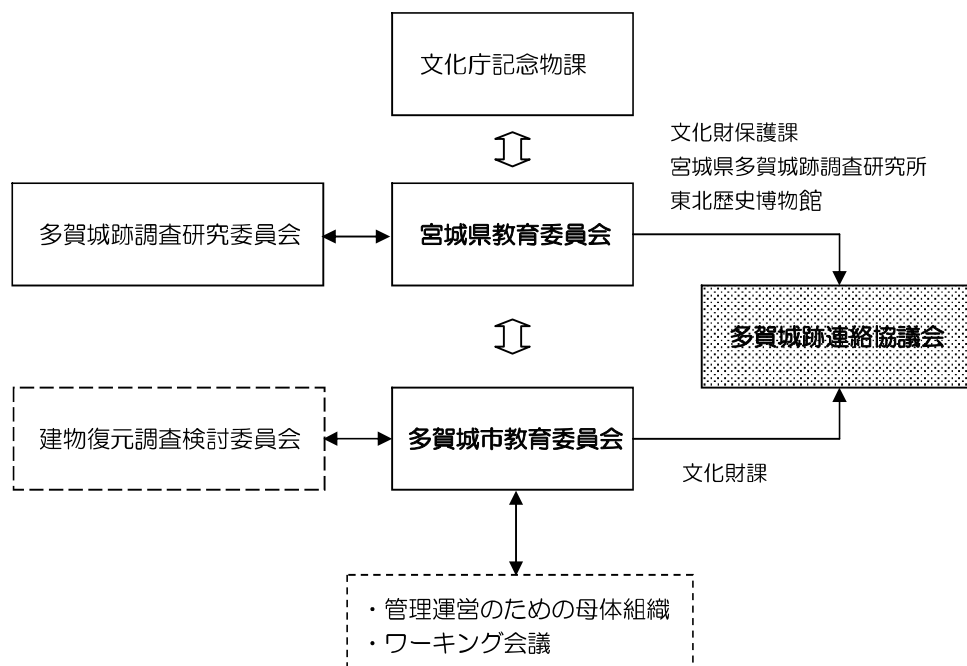
多賀城市域には、特別史跡多賀城跡附寺跡の他に、県及び市指定文化財が数多く存在し、その中には末の松山、沖の井などの歌枕ゆかりの地や中世の板碑などが知られています。

これらの歴史関連地区については、第3次保存管理計画と密接に関わる計画として、現在策定を進めている「多賀城市歴史的風致維持向上計画」で触れています。

多賀城市域関連地区については、特別史跡多賀城跡附寺跡を中心としたこの「多賀城市歴史的風致維持向上計画」に基づき整備活用を図ることとします。

5 計画推進のための体制

第3次保存管理計画の計画期間である平成23年度を初年度とする10年間を目標として先述の整備活用計画の実現を図るために、以下のような体制を確立し、整備活用計画の具体化や関連計画との調整を行います。



特別史跡多賀城跡附寺跡に係る組織想定図

「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定委員会」及び「同部会」

計画に関する調査及び審議を委嘱した計画策定委員会及び同部会の委員と行政的観点から指導助言を頂いた文化庁及び宮城県教育庁の職員については以下のとおりです。

策定委員

(順不同)

氏名	役職	分野	兼部会	委嘱年度	
				平成21年度	平成22年度
(委員長) 近江 隆	東北大学名誉教授	都市	●	○	○
(副委員長) 平川 南	国立歴史民俗博物館長	歴史	●	○	○
飯淵 康一	東北大学大学院工学研究科教授(平成21年度) 東北大学名誉教授(平成22年度)	建築史	●	○	○
桑原 滋郎	元宮城県教育庁文化財保護課長	考古	●	○	○
後藤 秀一	宮城県多賀城跡調査研究所長	考古・史跡	●	○	
阿部 博志	宮城県多賀城跡調査研究所長	考古・史跡	●		○
齊藤 軍記	市川区長	地元		○	○
白鳥 良一	元宮城県教育庁文化財保護課長	考古	●	○	○
鈴木 三男	東北大学付属植物園園長	植物		○	○
須藤 隆	東北大学名誉教授	考古		○	○
高橋 守克	多賀城市校長会会長(山王小学校校長)	教育		○	
相澤 一博	多賀城市校長会会長(多賀城小学校校長)	教育			○
森山 雅幸	宮城大学環境システム学科教授	造園・景観	●	○	○
脇坂 圭一	NPOゲートシティ多賀城代表	市民団体		○	○

指導・助言

氏名	所属	職名	参画年度	
			平成21年度	平成22年度
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課	主任文化財調査官	○	○
真山 悟	宮城県教育庁文化財保護課	課長	○	
後藤 秀一	宮城県教育庁文化財保護課	課長		○
山田 晃弘	宮城県教育庁文化財保護課	技術補佐	○	
須田 良平	宮城県教育庁文化財保護課	技術補佐		○

策定委員会等の経過

年度・月	計画策定委員会	同 部 会	ワーキング会議	連絡協議会	住民説明会 他
平成21年度	10月				
	11月		12日(木) 第1回		20日(金) 第1回住民説明会
	12月	1日(水) 第1回			(特別史跡指定地内における生活環境調査)
	1月		19日(火) 第2回		
			29日(金) 第1回		
	2月				
平成22年度	3月	12日(金) 第2回	5日(金) 第3回		
		24日(水) 第2回			
	4月				
	5月				7日(金) 第2回住民説明会
	6月				30日(水) 市川区史跡対策懇談会
	7月			6日(火) 第1回	25日(日) 市川後継者クラブとの会合
				28日(水) 第2回	
	8月	6日(金) 第3回		31日(火) 第3回	
	9月				15日(水) 第3回住民説明会
			21日(火) 第4回		8日(金) 市川後継者クラブとの会合
	10月	14日(木) 第3回			
	11月			19日(火) 第4回	
	12月		2日(木) 第5回		21日(火) 第5回
	1月			26日(水) 第4回	31日(月) 第4回住民説明会
	2月		1日(火) 第6回	16日(水) 第5回	10日(木) 第6回
	3月	3日(木) 第4回			

特別史跡多賀城跡附寺跡
第3次保存管理計画

—概要版—

平成23年7月29日

発行 多賀城市教育委員会

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号

印刷 印刷のA P社

多賀城市高橋二丁目11番8号
